

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年十月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十月二日

埼玉県川越県土整備事務所長 新 井 哲 也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越栗橋線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
川越市神明町七番四地先から 同市神明町一一番一地先まで		区 間
一二・五二〇 二〇・八七	一〇・九二〇 一六・三七	敷地の幅員 (メートル)
一六・〇〇		延長 (メートル)
交差点改良工事による。		備 考